

2026 年度専門医資格更新手続きのお知らせ

専門医の資格更新は、更新に必要な点数を取得後※、以下の手続きが必要です。
更新対象者には 8 月末日までに更新のご案内をお送りいたします。

※更新に必要な点数は配点表で必ずご確認ください。

(1) 2026 年度更新手続きの対象者

- ① 資格認定期間が 2027 年 3 月 31 日の専門医
- ② 2025 年度更新対象者で更新手続きの保留をした専門医
- ③ 資格更新延長期間が 2026 年度末（2027 年 3 月 31 日）までの専門医

(2) 提出書類

- ① 専門医資格更新申請書（様式 6 号）
- ② 症例報告用紙 症例一覧（様式 3B 号）、臨床報告（様式 4B 号）
更新回数により必要な症例報告が異なります。不明な場合は会員マイページでこれまでの更新回数を確認してください。
【更新 2 回目まで】：症例一覧 50 症例、臨床報告 10 症例
【更新 3 回目以降】：症例一覧 30 症例

- ③ 更新審査料（5,000 円）振替払込受領証コピー（振込用紙は更新のご案内と同封して郵送いたします）

提出期限：2027 年 2 月末日（消印有効）迄（追跡可能な簡易書留などをご利用ください）

各書式は **WEB サイト**>専門医制度>各種手続からダウンロードしてください。

<https://www.jsom.or.jp/specialist/tetsuzuki.html>

(3) 更新登録料

更新の可否は 2027 年 3 月下旬から 4 月に本人に通知いたしますので、合格の通知が届きましたら更新登録料 30,000 円を添えて更新登録手続きを行ってください。更新登録手続きが完了しないと漢方専門医として更新登録されません。

(4) 更新手続きの保留

上記 (1) ①の対象者または (1) ③の対象者のうち認定期間中に更新手続きの保留をしていない方で更新期限内に要件を満たすことができない場合は、専門医資格更新保留申請書（様式 7 号）の提出により 1 年に限り更新手続きを保留することができます。保留をして 1 年後に更新した場合、次回の更新までの期間は 4 年間となります。更新手続きの保留を申請する場合、審査料は不要です。

(5) 認定期間の延長

今回の認定期間中の長期療養、留学・海外勤務、産前産後休業・育児休業または天災などにより更新手続きができない方は、専門医資格認定期間延長申請書（様式 9 号）を提出することで認定期間の延長申請をすることができます。専門医制度委員会で延長の可否を審査いたしますので、延長事由を証明する書類を添付して提出してください。延長は 1 年間を単位とした期間で決定されます。ただし、認定期間経過後の延長事由該当期間中は専門医資格が停止し、名簿からは削除され、広告もできません。

2026 年 7 月

一般社団法人日本東洋医学会 専門医制度委員会